

公務員のための 地方自治法（基礎編）

講座の特長

地方自治体の事務の基本となるのは地方自治法です。適正に事務を行うためには、地方自治法の理解は不可欠といえます。本講座は、自治体職員の方々に、適法、適正に事務を執行していただくために、地方自治法の基本を理解していただくことを目的としています。

標準学習時間

100分（テスト含む）

受講期間：3か月

6月21日(水)～9月20日(水)

担当講師

名古屋学院大学法学部教授
松村 享（まつむら・すすむ）

2. 講座の目的

地方公共団体の事務の基本となるのは地方自治法です。適正に事務を行うためには、地方自治法の理解は不可欠といえます。

この講座は、自治体職員の職員のみさんに、適法、適正に事務を執行していただくために、地方自治法の基本を理解していただくことを目的としています。



三重県四日市市に入庁後、総務部総務課長、総務部次長、総務部理事、会計管理者を経て、2018年3月四日市市役所を早期退職し、同年4月から現職。大学では、行政法、地方自治法等の講義を担当。四日市市役所において23年間にわたり法務を担当し、様々な法的課題に取り組んできた。自治体職員としての経験をふまえ、数々の研修の講師も務める。

プログラム

第1章 オリエンテーション

自己紹介、講座の目的、講座の構成

第2章 地方自治の歴史と憲法保障

地方制度の歴史、日本国憲法、

第3章 地方公共団体の意義

日本国憲法、憲法における地方公共団体、地方自治法における地方公共団体、大都市制度、特別地方公共団体

第4章 議会と執行機関

二代表制、議会の召集、議会の種類、議会における委員会、議会運営における基本原則、議会の表決、議会の権限（1）～（4）、執行機関の多元性、知事・市町村長の権限、執行機関としての委員会及び委員、地方公共団体が設置すべき委員会及び委員、附属機関（諮問機関）、補助機関、長の再議請求権（1）～（4）、長の不信任議決、長の専決処分

第5章 地方公共団体の住民と事務

住民の意義、住民の権利、住民の義務、事務の分類、事務処理の基本原則

第6章 自治立法権

自治立法の種類、条例制定権の範囲、条例制定権、条例の発議権者

第7章 自治財政権

会計制度における原則、会計の種類、予算、決算、歳入、主要な歳入、地方債の意義、地方債の役割、歳出、支出の方法

第8章 地方公共団体の財産

財産の区分、行政財産と普通財産